

大井川利水関係協議会 議事録

日 時：令和7年8月13日(水) 18:00～19:40

場 所：藤枝総合庁舎 別館2階 第1会議室 AB

出席者：「大井川利水関係協議会出席者名簿」のとおり

○司会

それでは定刻となりましたので、ただいまから大井川利水関係協議会を開催いたします。

会員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の進行役を務めます、県くらし・環境部参事の清水と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日のご出席者につきましては、お手元の一覧表のとおりとなっております。ご確認をいただけたらと思います。

また、本日の議事を進めるにあたり、会員の過半数の了解を得た場合に限り、必要な関係者等を出席させることができるとの大井川利水関係協議会規約第4条第2項に基づき、会員の過半数の了解を事前にいただいておりますので、説明者として、本日はJ R東海にもご出席をいただいております。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、公開での開催となります。また、会議の様子を録画して後日、県のホームページで公開いたしますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、開会にあたりまして、県中央新幹線対策本部長の平木副知事から御挨拶申し上げます。

○平木副知事

副知事の平木でございます。遅い時間に恐縮でございます。

本日、大井川流域の8市2町の首長の先生方、そして利水団体の皆様にお出ましをいただきましてありがとうございます。

また、メディアの方々も、6時からというような遅い時間帯にお集まりをいただきましてありがとうございます。

今回の利水協自体は、5月27日から2ヶ月半ぶりぐらいの開催となります。

その間に、専門部会に関しては水資源、そして地質構造の会合を2回ほど行いました。大井川の水についての対話項目を、終了をしたということでありますけれども、改めてJ Rから皆様にご説明していただきたいと思いますし、あと今月の4日、地質構造・水資源の部会においては、藤島の件も含めまして、議論をさ

せていただいたところであります。

こちらの方のご報告もさせていただきたいと思いますし、それに先立つ8月1日に関しては、私の方に、J R 東海の水野副社長から、ヤードの整備につきましての御要請があったところでもあります。この件に関しましてもご報告を申し上げたいと思います。

今回は、公開の会議となっておりますけれども、せっかくの機会でございますので、我々に対して、こういう点について、懸念とか、あるいは課題感があるとか、あるいはこの際だから申し上げておきたいそういった様々なことがあると思いますので、議題に関わらず、ご指摘いただければというふうに思います。

いずれにしても、我々としましては8市2町の首長方そして利水団体の方々とコミュニケーションを密にしながら、あと国土交通省も含めまして、関係者の方々との連携、そういうのをしっかりと取ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

忌憚のないご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

○司会

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

質疑につきましては、時間の関係から、全ての説明が終わった後にまとめてお受けする形で進行させていただけたらと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、議事(1)水資源に関する対話についてとなります。

J R 東海との対話項目の水資源編につきましては、去る6月2日に開催した県専門部会において、全ての項目についての議論が終了いたしました。

水資源編で対話した内容のうち、田代ダム取水抑制案につきましては、令和5年11月に、この利水関係協議会が、取水抑制案の実施案を了解した際に、J R 東海に対して県外流出量と同量の取水抑制ができない状況が継続する場合の対応等については、実施前にわかりやすく説明するように求めています。

このことから、本日は、田代ダム取水抑制案を含め、水資源に関する主な対話項目であるトンネル湧水をポンプアップし、導水路トンネルから大井川に戻す方策等のリスク管理、モニタリング計画の詳細について、J R 東海から利水協会の会員の皆様にご説明いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○J R 東海（永長）

はい。それではお時間をいただきありがとうございます。

J R 東海でございます。

皆様お手元のですね、まず資料1というものが横長のものがございます。

こちらに基づいてですね、水資源に対する対話の内容について、これまで専門部会でお話をさせていただきました内容をご説明をいたします。

まず1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

これまでの大井川の水資源に関するJ R東海、弊社の取り組みについてご説明をいたします。

こちらのトンネル湧水をポンプアップして、導水路トンネルから大井川に戻す方策についての内容であります。

静岡工区では、まずボーリング調査等により、地質等の状況を事前に把握し、必要に応じて薬液注入を実施することなどにより、トンネル内の湧き水の量を低減いたします。

下の図のとおり、トンネル内の湧き水については、導水路トンネルを建設いたしまして、勾配に沿った自然流下と、ポンプ等の揚水設備を使ったポンプアップにより、全て大井川に戻すことを原則として実施をいたします。

県境付近の一部工事期間を除き、地下水はトンネル内の湧き水として大井川に戻されるため、中下流域の河川流量は維持されと考えております。

次の3ページをご覧ください。田代ダム取水抑制案についての内容であります。

先ほどのページで申し上げました中下流域の河川流量は維持されるという解析の結果については、不確実性が伴います。

そこで、県境付近の工事期間中の対策として、下の図のとおり、トンネル内の湧き水が山梨県側に流出する期間において、県外流出量と同じ量だけ東京電力リニューアブルパワー株式会社様に、取水量を抑制していただくことで、県外流出量と同量で大井川に戻す田代ダム案を取りまとめました。

この協議会の皆様には、2023年11月29日に、具体的な実施案についてご了解をいただいたところでございます。

次の4ページをご覧ください。

山梨県内の湧水の取り扱いについての内容です。

左側の図に赤字で示しておりますように、山梨県内の県境から300m以内の掘削工事等によって、静岡県内の水が県境を越えて、新たに流動していると推定された場合には、その時点で、静岡県、山梨県、弊社で合意しました、いわゆる三者合意に基づいて、健全な水循環の回復措置の実施の可否について協議をいたします。

右側の図がその三者合意の内容であります。

回復措置を実施することとなった場合には、水量や期間など、その内容を、静岡県、山梨県と調整の上で決定をいたします。

この回復措置の方法については、田代ダム取水抑制を基本とすることを考え

ております。

その内容については、本年 5 月 27 日のこの協議会でご説明いたしまして、5 月 29 日付の文書でご了解をいただいたところであります。

続いて、次のページの 5 ページをご覧ください。

こちら二つございますが、これからご説明させていただく内容であります。

まず、議事 1 として、水資源に対する対話についてです。

県の専門部会で対話した田代ダム取水抑制案の詳細やリスク管理、モニタリングなどの内容についてご説明をいたします。

その中で、2023 年 11 月 29 日付けの文書で、田代ダム取水抑制案のご了解をいただいた際、要請がありました県外流出量と同量を取水抑制できない状態が継続する場合の対応などについてもご説明をいたします。

次に議事 2 として、ヤード用地造成等についてであります。

弊社では、必要なヤードの用地造成や、国や県の会議での対話の内容を踏まえて、工事開始前から実施する環境調査の拠点となる事務所などを整備したいと考えております。

この件について、2018 年から実施している準備段階の工事と同種の工事について進めさせていただきたい旨を 8 月 1 日に静岡県に要請させていただきましたので、この場でもご説明をいたします。

まず、議事 1 の専門部会における水資源に関する対話についてであります。

次一つ飛んで 7 ページをご覧ください。

専門部会での対話項目で 1 番目は、静岡県内の山梨工区工事中の県外流出量の全量戻しであります。

全量戻しの方法として、先ほどご説明した田代ダム取水抑制案を示しております。

田代ダム取水抑制案は、左の図のとおり、1 週間ごとに取水抑制を実施することを基本として運用いたします。

まず、県外流出量の測定、取水抑制量の報告、取水抑制の実施、取水量・放流量の実績報告・確認までを一つのサイクル、約 3 週間として、繰り返し実施をしてまいります。

取水抑制の実際の方法としては、右側の図のとおり、東京電力リニューアブルパワー株式会社により、大井川取水ダムの維持放流ゲート、この赤い部分と、集水用取水口、青色の部分の制水ゲートを制御いたします。

維持放流ゲートでは、河川維持流量に取水抑制量を加えた量を最低放流量として、それ以上に設定し、放流するとともに、制水ゲートでは、取水抑制を行わないとした場合に計画する取水量から取水抑制量を差し引いた量を集水用取水口最大取水量として、それ以下に設定して取水をいたします。

次の 8 ページをご覧ください。

2023 年 11 月 29 日付文書でご要請いただきました、冬季の発電施設維持に必要な流量を確保できない場合の取り扱いです。

この図は、県外流出量と取水抑制するための水量の関係を示しております。

棒グラフの中に赤色で着色している部分が冬期において、東京電力リニューアブルパワー株式会社様が発電所を安定して運転継続できる流量となります。

棒グラフの右から 2 番目の場合は、赤色の部分を取水することで、緑色の県外流出量と同量を取水抑制することができなくなるため、この場合には、大井川からの取水は行わず、発電所を一時的に停止いただきます。

この取り扱いについては、東京電力リニューアブルパワーと弊社で合意をしております。

棒グラフの一番右側のとおり、雨があまり降らない冬の時期に河川流量が著しく少ない場合ですとか、県外流出量が突発的に増加する場合には、発電のための取水を停止いただいても取水抑制するための水量が不足する可能性があります。

これらの不確実性については、今後実施する県境付近の断層帯での高速長尺先進ボーリングによる調査結果等から、掘削スケジュールの調整を検討するなど、県外流出量と同量の水量を確実に大井川へ還元するための対応を、この次にご説明しますリスク管理として検討をいたしました。

続きまして、次の 9 ページをご覧ください。

水資源に関するリスク管理であります。

田代ダム案において、県外流出量と同量を取水抑制できない場合には、可能な限り早く不足分を加味して抑制をいたします。

具体的には、一番左側の図 8 のとおり、取水抑制の実施前に取水抑制できる見込みがないとわかっていた場合には、次のサイクルで、真ん中の図 9 のとおり、取水抑制実施後に報告を受けた結果として、取水抑制できていなかった場合には、この図の一番右にあります、3 サイクル以降で可能な限り早く不足分を加味して抑制をいたします。

ただし、取水抑制できない状況が一定期間、具体的には 30 日続く場合には、静岡県や専門家などにご相談の上で対応、別途検討することとし、必要な場合には、先進坑の掘削を一時中断して、掘削スケジュールの再検討を行います。

こうしたリスク管理については、様々なケースを想定して、専門部会で対話を行っております。

お手元にお配りしております別紙 1 と右上に書いておりますフローチャート、A 3 の紙を折りたたんだものですけれども、こちらの方に整理をしております。

詳細な内容については、この場での説明は割愛させていただきますが、まず一

番上の方にありますように、高速長尺先進ボーリング等から地質や湧水の状況を事前に把握して、その結果から、低減措置を図っていくことと、この左側の方にありますように、河川流量ですとか、降水量、あるいはトンネル湧水量のモニタリングを行いまして、その結果に応じて対応を進めていくことを整理をしております。

続きまして先ほどの9ページの方に戻っていただきまして、突発湧水など不測の事態への対応、連絡・協議体制についてご説明をいたします。

不測の事態が発生しました場合には、右下にございます図10のとおり、速やかに静岡県、静岡市、大井川利水関係協議会に速報をいたします。

その事態にどのように対応するかについては、決まり次第速やかに当協議会の方にご報告をさせていただきます。

なお、必要に応じて対応をどうしていくかの内容を静岡県と協議する場合には、そうした協議の結果についてもご報告をまいります。

続いて、10ページをご覧ください。

こちらでは、トンネル湧水をポンプアップして、導水路トンネルから大井川に戻す際のリスク管理についてご説明をいたします。

まず、この紙には書いていない内容ですけれども、工事中、最初の段階では下向きに掘削工事を行うため、トンネルの湧水はポンプアップにより大井川に戻します。

その後、導水路トンネルが完成した後は、導水路トンネルと接続している部分は導水路トンネルを経由して水に戻します。

全体の工事が完了しますと、この下の図11のように、静岡県内におけるトンネル湧水は、導水路トンネルを経由した自然流下とポンプアップにより、全量は大井川に戻します。

続いてリスク管理の内容を具体的にご説明をいたしますと、まず一番上のポツのように、工事前に水収支解析を踏まえた設備計画を策定します。

具体的には、本坑・先進坑・斜坑を合わせたトンネル湧水の量の上限値を3 m³/sとして、これに対応可能な釜場とポンプを設置をいたします。

また、停電時に全ての釜場で予測される湧水量を30分間貯められる容量を確保いたします。

加えて、予備の電源ですとか、ポンプ処理設備も確保をいたします。

こうした設備の計画については、工事中、高速長尺先進ボーリング等の結果に応じて更新をまいります。

万が一、掘削工事中に湧水量が、設備の容量を超過した場合には、つきましては、予備設備を使用する一方で、追加設備の設置と稼働も進めてまいります。

追加設備も含めて、湧水量が容量を超過した場合には、掘削を一時中断し、湧

水はトンネル内、予備設備、配管などに一時的に貯留をいたします。

こうした水の排水を行った上で、掘削を再開をまいります。

設備故障時や停電時には、発生から 10 分以内に予備設備へ切替を行います。

その上で、設備の修繕ですとか更新後に掘削を再開をまいります。

工事完了後は、湧水量のモニタリングを継続して行い、必要に応じて設備の更新を実施します。

また、電源については、当社の変電所から安定的に供給をいたします。

これらのリスク管理は、お手元にお配りしております別紙 2 という、縦長のですね A 4 の 1 枚ものがありますけれども、こちらの方にフローチャートで整理をしております。

引き続き、静岡工区でのトンネル掘削に先立ちまして、高速長尺先進ボーリングやコアボーリングを実施して、透水係数や間隙率などの調査結果を確認し、必要に応じて、実測データを用いた予測の見直しを行い、リスク管理の検証や見直しに反映をまいります。

続きまして先ほどのスライドの資料に戻っていただきまして、11 ページをご覧ください。

こちら同じリスク管理ですが、山梨県境付近の工事状況について説明をいたします。

1 月に再開しました先進坑の掘削については、7 月 17 日には県境から山梨県側 300m 以内の区間に到達をいたしました。

8 月 8 日、先週末時点で、県境から山梨県側 285m、1 月に掘削を再開した位置からは 193m まで掘削が進んでおり、1 m 当たり掘削した際の湧水量については、最大でも 1 秒当たり $0.00017\text{m}^3/\text{s}$ 、リットルに直しますと、1 秒あたり 0.17 L と設定した管理値、こちらは $0.01\text{m}^3/\text{s}$ 、リットルに直しますと、10 L 毎秒になりますが、この値に対して少ない量となっております。

掘削状況、湧水量、水温、水質については、1 週間に一度、静岡県や山梨県などに報告をしております。

続きまして、次の 12 ページをご覧ください。

今後の先進坑の掘削および調査の計画についてであります。

下の図をご覧ください。

一番左側の方に黄色で示しております断層②(仮)と書いてある部分が、ちょうど県境と重なる形で位置をしておりますけれども、こちらの県境付近からですね、50m 手前で出現することを想定をしておりますけれども、念のため、少し距離をとりまして、県境から山梨県側 60m 付近で一旦停止をいたします。

その後、こちらの図に、紫色の破線でイメージを示しておりますように、前方探査を行いまして、コアをとりまして、地質や湧水の状況を確認をいたします。

その結果ですとか、これまでに得られた湧水の調査結果なども踏まえて、県境から確保すべき離隔を検討しまして、先進坑の停止位置を決めて、その停止位置まで掘削の方を進めてまいります。

その位置まで掘削を行った後、その付近から県境を越えて静岡県内の高速長尺先進ボーリングをリスク管理を進めながら実施をしてまいります。

続きまして 13 ページをご覧ください。

対話項目の 3 番目であります具体的なモニタリング計画についてであります。

こちら図 14 にモニタリングの対象地域を示しております。

榎島より上流のトンネル掘削箇所周辺と流域の皆様が実際に水を利用されている中下流域に分けて、地点・項目・頻度を定めて、工事前、工事中、工事完了後に調査を進めてまいります。

大井川流域市町や利水者の皆様からのご意見を踏まえて計画をしております、中下流域では、右下の図に、ちょっと小さいんですが青い三角で示す地点を新たに追加して調査を進めております。

モニタリングの地点や頻度については、引き続き水のご利用状況に関する情報や、地域の生活、産業の観点から、大井川流域市町や利水者の方々のご意見をお聞きしながら、追加変更するなど、柔軟に対応してまいります。

続いて 14 ページをご覧ください。

モニタリング計画の概要について、内容をまとめた一覧表をお示ししております。

トンネル掘削箇所周辺では、河川の流量・水質・水温、地下水の水位・水質・水温、その他気象データについてもモニタリングを実施をしてまいります。

また、中下流域においても、河川や地下水についてモニタリングを実施をしてまいります。

また、この表でいきますと下から二つ目のところですがけれども、大井川流域の全体的な水循環の状況を確認するために、地下水等の科学的な成分分析を、工事中、まずは 3 年ごとに実施をしてまいります。

こうしたモニタリングの結果については、工事中の速報値については、週 1 回を基本として、静岡県などに報告をしまして、主要な地点の河川流量などは、速やかにホームページで公表してまいります。

イメージとしては、お手元にですね、またちょっとスライドを、二つを 1 枚にする形で、右上の方に別冊 1、別冊 2 と書いているものがございますけれども、別冊 1 の方が、週 1 回を基本として、ご報告をする内容でございます。

こちらの内容はちょっと割愛させていただきますけれども、こうしたものを、週 1 回ご報告させていただくイメージでございます。

こちらが速報値ですがけれども、それ以外には、調査の結果ですとか、環境保全

措置の実施状況について、工事中は1ヶ月毎を基本として取りまとめて、静岡県などに報告して、ホームページにも公表してまいります。

その月1回のイメージの方が別冊2の方になります。

その内容としては、やや詳しくなっているのと、あとは実際にちょっとどういうふうなことがあったかということ、評価を付け加えております。

このような形で結果については、定期的に報告してまいりましたけれども、モニタリング結果などから、異常な変化を検知した場合には、その都度、静岡県等に、速報した上で、要因の推定ですとか、対応の要否について検討してまいります。

まず、水資源に関する対話の内容については、以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、議事(2)ヤード用地造成等についてに移ります。

これにつきましては、去る8月1日にJ R東海の水野副社長から平木副知事に対し、ヤードの用地造成と環境調査の拠点となる事務所の整備を進めたいので、必要な協議、調整を行いたいとの要請がございました。

県といたしましては、平成30年に準備工事としてのヤード整備を認めた当時の経緯等を踏まえまして、今般のヤード整備についても、利水協の皆様のご理解が必要と考えておりますので、今回の要請内容の詳細について、J R東海からご説明をいただきます。

それではよろしくお願いいたします。

○J R東海（永長）

はい。

それでは引き続きまして、議事2のヤード用地造成等の実施について、ご説明をいたします。

資料の方は、先ほどご覧いただいた資料の、16ページをご覧ください。

こちら、本年、今月の1日に、ヤード用地造成等についての協議をさせていただきたく、弊社より、静岡県に要請をいたしましたので、その内容について、お話をさせていただきたいと思っております。

こちらですね、左側の方にその内容については、文書で書いてございますが、静岡工区におけるヤード整備のうち平成30年8月に弊社が要請をしました、宿舍、事務所等工事および用地造成について、本体工事とは切り離された準備段階の工事として、ご理解をいただいて進めてまいりました。

その後ですが、大井川水系の水資源および南アルプスの自然環境の保全に關しまして、国土交通省の有識者会議ですとか、静岡県の専門部会で対話を進めてまいりました。

水資源につきましては、本日お話をさせていただきました内容ですが、専門部会において、対話に区切りがつき、残る全ての項目についても、現在対話を進めていただいているところであります。

こうした状況に鑑み、必要なヤードの用地造成ですとか、あるいは国の有識者会議や県の専門部会での対話の内容を踏まえて、工事開始前から実施する環境調査の拠点となる事務所等を整備したいと考えております。

これらの整備につきまして、準備段階の工事として、関係法令に基づく手続きや自然環境保全条例に基づく協定締結などを行った上で進めたいと考えておりまして、静岡県に必要な協議、調整をお願いしたく、要請をいたしました。

なお、斜坑や導水路トンネル、工事用道路トンネルの坑口整備ですとか、濁水処理設備などの設備の設置などの本体工事、いわゆるトンネル工事については、今回の整備に含んでおりません。

続きまして次の 17 ページをご覧ください。

今回計画している工事については、ピンク色で色をつけさせていただいております。

こちら西俣ヤードですけれども、西俣ヤードでは、こちら既に用地の造成は、青い部分ですが行っておりまして、今回、環境調査の拠点となる事務所を整備したいと考えております。

続きまして 18 ページをご覧ください。

こちら千石ヤードですけれども、こちらも上の方にあります、水色で示す宿舍の部分については、造成ですとか建物の整備は完了しております。

今回はピンク色で示す部分のヤードの用地造成と、あとは事務所ですね、左側の方の下の方にございますが、こちらの整備を実施したいと考えているところでございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。

こちら千石沢ヤードでございます。

こちら、千石沢ヤードでは、水色の部分の、こちらの方の用地の造成ですとか、あとコンクリートプラントの建設などを進めております。

今回は、このピンク色で示す部分のヤードの用地造成を実施したいというふうに考えております。

最後に 20 ページをご覧ください。

こちら樫島ヤードでありますけれども、こちらの水色で示す部分の用地の造成ですとか、宿舍、事務所の整備について、これまで進めてきております。

今回はピンク色で示す、ヤードの部分の用地造成ですとか、事務所の整備を実施をしたいと計画をしているところでございます。

資料 1 につきましての説明は以上となります。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、今回の要請を受けての対応について、事務局からご説明いたします。

○事務局

はい。

県といたしましては、現時点で、本体工事は認められないものの、準備段階の工事に該当するものであれば、ヤードの用地造成が、これまでの分と合わせて5 ha 以上となりますことから、県自然環境保全条例に基づく協定の締結が必要になるほか、河川法などの関係法令に基づく手続きが必要になります。

具体的には、協定に必要な希少野生生物調査を行いまして、必要な保全措置を含む自然環境保全計画書を作成いただきまして、その内容を確認していくことになります。

以上です。

○司会

それでは続きまして、議事(3) 要対策土の処理についてに移ります。

要対策土につきましては、J R 東海から藤島発生土置き場への盛土が処理方法の一つとして示されておりますが、要対策土による盛土につきましては、県盛土環境条例上、適用除外に該当する場合を除き、原則禁止されております。

この適用除外への該当要件の一つに、要対策土による盛土がその事業を実施するための許認可等の手続きで認められた事業区域で採取された土石のみにより、同一の事業区域において行われるものとの要件があります。

8月4日に開催した県専門部会において、藤島発生土置き場における盛土がこの同一事業区域の要件に該当するかどうかの判断に必要な法解釈について、国から見解が示されましたので、これまでの経緯等を含めまして、その内容について、事務局からご説明いたします。

○事務局

はい。

それでは、お手元のホチキス止めの資料、右肩に資料2と記載された資料をご覧ください。

ただいま説明がありました同一事業区域につきましては、資料2の1ページ下段の方に下線を引いてございます。

基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱第4の2により、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続きにおいて認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるものと定めております。

一方で、鉄道関係法令には事業区域という用語が定義されていないため、藤島発生土置き場の同一事業性につきましては、全国新幹線鉄道整備法第9条第1項に規定する工事实施計画に基づき行われる工事か否かにより判断をしております。

これに対し、県はこれまで全幹法に規定する工事实施計画に基づき行われる工事であるとは確認できないことから、要綱に規定する同一事業性を有するとの判断には至らないとの見解を示してきました。

これにつきましては、J R 東海から県に対して、工事实施計画に基づき行われる工事である旨の説明がされていない状況におきまして、県としてはその時点において把握できる情報の範囲内での判断を示していたものでございます。

また、これまでに關しては、法令を所管する国土交通省の見解については、その時点では求めていなかったというのが事実であります。

6月2日の専門部会におきまして、県がJ R 東海に対して再三求めてきた要対策土発生量の予測と、予測量に基づく藤島発生土置き場への盛土を含む複数の処理方法が初めて示され、議論がキックオフいたしました。

このことを踏まえ、国土交通省鉄道局に全幹法の解釈について問い合わせ、事務レベルで調整を行うと申し上げていたところ、資料2の1枚めくっていただいて2ページをご覧ください。

7月28日に、J R 東海から本県へ工事实施計画に基づいて盛土を行うことなどが記載された藤島発生土置き場における盛土計画が新たに提出されました。

そして、同計画をもって中央新幹線南アルプストンネル工事と同一事業性を有する盛土と認められるかとの照会がございました。

資料の2ページから7ページまでが、J R 東海からの照会文書になります。

資料8ページまでお進みください。

このため、8ページにありますとおり、7月30日に、県から国土交通省鉄道局に対し、藤島発生土置き場における盛土計画に係る工事について、全幹法第9条第1項に規定する工事实施計画に基づき行われる工事と理解してよろしいかとの照会を行いました。

この県からの照会に対しまして、8月4日の専門部会で全幹法の解釈権限を持つ国土交通省鉄道局から藤島発生土置き場における盛土計画に係る工事については、全幹法第9条第1項の規定により、国土交通大臣が認可した工事实施計画に基づき行われる工事と理解して差し支えないとの回答をいただきました。

この国からの回答により、県は藤島での盛土工事は、中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業の区域で行われるものと理解をいたしました。

また専門部会後にですね、国から文書でも回答いただいております。その回答文が10ページの方に付けさせていただいております。

県といたしましては、国土交通省鉄道局からの8月4日の回答をもちまして、その旨を同日付けで、資料11ページのとおり、J R東海へ回答いたしました。

なお、鉄道局からの回答をもって、県は藤島発生土置き場における要対策土の盛土の計画が、条例の同一事業性を有すると判断し、法令上の解釈として適用除外要件を満たしうることを確認したところでございますけれども、これをもってですね、要対策土の処理方法が決まったものではございません。

引き続き専門部会で科学的・工学的な対応を行い、静岡工区における要対策土の最も適切な処理方法を決定してまいります。

説明は以上でございます。

○司会

議事についての説明は以上となります。

ここまでの水資源に関する対話、ヤード用地造成、要対策土の処理についての、J R東海および事務局からの説明内容につきまして、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。マイクをお渡しいたしますので、それによりご発言をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

それでは、菌田町長、よろしくお願いします。

○菌田川根本町長

10ページの釜場のことについてですが、ポンプアップは勾配があるとなかなか難しいのではないかと考えており、以前も質問しましたが改めて説明していただければと思います。

○J R東海（永長）

はい、よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

この釜場については、まず、実際に大きさとかを記載したものは、国の有識者会議の方で、資料をお出ししていますが、覚えてる範囲で、お話をさせていただきますと、後からトンネルの中に、枝坑と申しますか、真っ直ぐに対し直角方向に枝坑みたいなものを掘りまして、その下の方で水を溜める構造で使うことを考えております。

大きさとしては、覚えてるところで違っていたら申し訳ないですけど、例えば6m×50m、そのぐらいの大きさだと思っていただければと。

深さは恐らく1mとかその位の深さだったと思います。

そういうところに水を溜めていきまして、それを1回のポップアップで大体50mから60mずつ位、高さを上げていきます。

中には、一気に例えば100m、200m揚げるポンプもあるのですがけれども、ちょっとそれは非常に大きなものになりますので、この場合には例えば100、200m上げるとすると、3回か4回ぐらいに分けてですね、一つ一つのプールをリレーをさせながら上げていくというようなイメージになります。

そして、そこについても、何台ぐらいポンプを使えばいいのかというのを、細かい話ですけれども、この図の 11 のところに、釜場と書いてあるところに、オレンジ色で 7 とか 6 とか数字が書いてありますけれども、これは、実際に挙げる水の量に予備のものを加えたポンプの台数でございます、このぐらいのものを用意すれば、解析で想定している水の量をちゃんとポンプアップできるだろうということを想定しておりまして、このような形で予想される水の量から具体的に計画をしているところでございます。

○**藺田川根本町長**

釜場を掘るのはどういった理由ですか。

○**J R 東海（永長）**

これは、要するにトンネルですね。横方向にトンネルを掘りまして、その下の方を、言ってみればちょっと水を溜めるプールとして利用するような構造です。

○**藺田川根本町長**

ポンプアップで水を揚げるのは大変な事業だと思いますが、しっかりとやっていただきたい。

○**J R 東海（永長）**

ありがとうございます。

そのあたりはですね、例えば何が故障したらとか、そういうリスクみたいなもの、今回、県専門部会の中で議論させていただいて、いろいろ対応させていただきましたので、あとはそれを、私共できちんと実行するってことが大事だと思いますので、しっかりやっていきたいと思います。

○**司会**

それでは、杉本市長よろしく願いいたします。

○**杉本牧之原市長**

2 点ですけれども、まずこれまでも、高速長尺先進ボーリングが予定どおり進まなかったことがあるので、今回も途中で止まることはあるかもしれませんし、それから湧水圧試験もこれまで成功してない。

です、ので、そういったところが非常に重要だと私は思います。

その前提条件、いわゆる推定、今想定している $2\text{ m}^3/\text{s}$ に関しても、推定どおりかどうか、そうした高速長尺先進ボーリングですとか、コアボーリングとか、湧水圧試験をやって、想定範囲内かどうか、ぜひしっかりと確認いただきたいと思いますし、当然想定から外れていれば、更なる対策をしなきゃならないということです、そうした結果を、細やかに、しっかりと報告をいただきたいと思います。安心させていただきたいです。

そして、それともう一つ、先ほどの藤島の要対策土の残土に関しては、一連の工事ということで、県の盛土条例といいますか、いわゆる終わって処理できると

ということですが、要対策土の処理方法について今日説明が無いのですが、説明はないのでしょうか。

8月4日に開催した第21回の地質構造・水資源部会専門部会、要対策土に関する委員の意見、丸井先生から塩坂先生から保高委員からですね、あるいは平木副知事からもいろんなご意見が出ていると思います。

これが、永久的なものではない。

二重遮水シートの対策を、ご意見いろいろあったことについて、8月4日から1週間程度で結論は出てないと思いますが、どんな方法が考えられるのか。

我々としても、この下流域で水を飲んだり使ったりしている側とすると、水質に影響があっては困るわけで、永久的に、そういった影響のない対策をやってもらわないといけないと思うが、そういったことの説明がないので、その辺の説明をしていただきたい。どこまでどういうふうにやるのか、例えば、前回、塩坂先生から、2重遮水シートが破れないことはないっていう話が、丸井先生から自己修復する遮水シートがあるので、それを検討したらとか、様々な意見が出てますが、我々とする下流域で水を使う者にとっては、そういったことは絶対ないように、してもらわないと困るので、その辺を少し説明できたらしていただきたい。

○J R東海（永長）

ご質問ありがとうございます。まず高速長尺先進ボーリングのときに、いろいろデータをとっていくと、特に湧水圧試験ですとか、そういうデータをとってこつてことは非常に重要であると思っております。

この辺りは、例えば湧水圧試験を行う場合など、ボーリングの中でいかにやるのが大事かということが、実際にいろんなトライをして分かって参りまして、今回、特に今後大事だと思っているのは県境のところで、近くなつたときに、そのところできちんとデータを取っていくことは大事だというふうには思っています。

ですので、そのところで、いろいろと専門家の方とは常々、うまくいったこと、いかなかったこと含めてご相談差し上げておりますけれども、そういった知見を踏まえて、しっかりやっていこうと。出てきた結果については、きちんと皆様の目に触れるようにしていこうというふうを考えて取り組んでまいります。

もう一つ2点目としては、前回の8月4日のときに、要対策土の処理方法でございますけれども、大きく四つぐらいの方法で、それぞれ優劣があるということで、いろいろお話をしております。

一つには、私共の藤島発生土置き場ということで、条例に基づく適用除外については、今回適用の可能性が出てきたということで、2重遮水シートで包む方法ですとか、あとはそれを、法律上のいわゆる土壤汚染対策法に基づいて実施する方法、それ以外には、いわゆるオンサイト処理ということで、現地にプラントみ

たいなものを作りまして、簡単に言えば、水で洗うですとか、あるいは鉄粉みたいなものを混ぜて、鉄粉に重金属をくっつけて、成分を少し軽くするというような方法ですとか、あとは完全に、土そのものを、エリア外に持っていつてしまうというような方法について、それぞれ、様々なメリット、デメリットがあると、ということです。あと工事の順番によっても、例えば、ある段階ではこういう方法が取れるけれども、ある段階では取れないというようなこともございますので、そうしたことも含めて、それからトータルとして今回、5万m³から7万m³ということで量を予測しましたがけれども、例えば、そういう方法を組み合わせるとということも含めて、どういうふうに議論していくかということをこれからちょっと考えていきたいと思えます。

その中で、会議の中で、各委員からいただいたご意見ですとか、またはそれ以外にも、個別に、専門部会に向けたヒアリングをさせていただくときに伺ったお話とかもありますので、そうした技術的な知見も集めながら、いわゆるしっかりした計画を、作ってやっていつて、専門部会の中でも、またそのように対応させていただきたいと考えているところでございます。

○平木副知事

追加でいいですか。

まず、藤島に関しては、課長からの説明にもありましたけれども、法令的に使うということなので、基本的には使うか使わないかというのは、今後の専門部会で、科学的な知見に基づいてやらないといけない。恐らく流域の8市2町の首長は、今、牧之原の杉本市長がおっしゃったように、できる限り、その安全確保をしてほしいというのは当然のお立場ではないかと思えますし、私共もそういう立場であります。

今、永長所長から説明したとおりなんですけれども、一応本県として、求めていく、あるいは求めていることを申し上げますと、一つは、要対策土の量をできるだけ少なくして欲しいと、かつ、要対策土に関して、自然由来とは言ってもヒ素等が含まれるため、できるだけオンサイトで処理をして、できる限りの無害化をしてほしい。まずそれが1点です。

その上で残る要対策土というのがあるわけですがけれども、それを仮に、盛土をするというようなことになったとしても、私は岐阜県副知事のときにもリニア担当をやっていましたので、二重遮水シートについて、国土交通省等々の見解がどんなものかというの存じ上げています。要するに安全だというような見解であるということ存じ上げたうえで、それだけだと足りないということなので、追加的な措置というのは求めたいということは申し上げております。

藤島に関しましては、今後複数回になるかもしれませんが、専門部会で議論しないといけないと思えます。かつ、永長所長からのご説明自体は、これはキック

オフ段階でありますので、十分に細かい説明をさせていただく段階ではないのかもしれませんが、いずれにしても今後そういった意味では、ご説明差し上げたいというふうに思いますし、県のスタンスについてもご理解いただければと思います。

○司会

それでは、中野市長よろしくをお願いします。

○中野焼津市長

はい。焼津市長の中野でございます。まずは、このような会議を作っていたき、このような報告の場を設けていただいたことを、まずもってお礼したいと思います。ありがとうございます。

焼津は一番下流部でございます、これまでずっと大井川の水資源の確保、そして水質の確保を求めてきました。これは8市2町、また、ここにいる関係団体の皆様同じでございます。その中で、5月には利水関係協議会の中で、水資源の回復措置として、田代ダム案を受入れ、また、6月の県の専門部会においても、水資源の項目の対話完了に繋がったということで非常に嬉しく思っています。

そして私共は一番最下流部で、いろいろな産業が立地をしております。食品関係、飲料水関係また製薬会社等々でございます。水資源また水質の問題については市民にとって非常に大きな関心事であるということは今でも変わりません。そしてその問題について一定の結論ができたということは、大変大きな区切りを迎えたということでとで非常にありがたく思っております。

その中で、リスク管理等の対話の報告もいただきました。

またモニタリング計画も聞き、不測の事態の対応ということを私共、大井川利水関係協議会にも速やかに報告をしていただくことも明記がされ、本当にありがたいというふうに思いますが、この資料の対話の資料の1の14ページの具体的なモニタリング計画と書かれておりますが、特に私共は中下流域でございますので、地下水のpHや透明度、重金属等のこと等々、こちらの報告が静岡県等と書かれておりますが、何があっても県からすぐに報告があるというのは、もちろん確信をしておりますが、JR様からもこのモニタリング計画の中で、私共にも速やかに細かく報告をしていただくことが安心に繋がるし、突発的なことがあればもちろんご報告をいただくということにはなっておりますけども、など、ということにしないで、しっかり私共にも報告をしていただきたいというふうに、少し要望でございますが、ご検討していただきたいというふうに思います。

そして、先ほどの藤島の盛土計画については盛土環境条例の規制上の問題がないということが示されたということで、専門部会の議論の焦点が処理方法に絞られたと私は認識をしているところでございます。

対策の強化など、引き続き、環境への影響、また安全性を配慮しながら、慎重

に対応を進めていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そして、本体に関わらないヤード工事についても、生態系に大きな影響がないなら、環境の調査の拠点となる事務所整備などは進める方向でいいんじゃないかと焼津市としては考えているところでございます。

最後でございますが、特にこの大井川利水関係協議会への、引き続き速やかな、色々な情報提供、対応ということは、引き続きお願いしたいというふうに思います。

決して、8市2町だけではなくて、関係団体の皆さんが非常に心配しているのは、水資源と水質でございますので、一定の結論が出て非常に心は落ち着いているところでございますが、それは慎重に、各団体含め大井川利水協議会を大切にしていいただきたいというのは、要望でございますので、重ねてお願い申し上げます。私からは以上です。

○司会

ありがとうございました。何かコメントがあれば。

○J R東海（永長）

はい、ご意見ありがとうございます。

とにかく本当にお詫びに近いのですけれども、この静岡県にご報告しました、「等」の中身については、当然ながら静岡県様はもちろんなんですけれども、こちら今日お越しいただいています流域市町の皆様、利水団体の皆様、全て含んでおります。

ということですので、本当に静岡県様含め今日お越しの皆様に、きちんと、まずは定期的な報告ですとか、あとは何かあったときの話が、とにかく速やかに届くように、具体的にどうやっていくかということは県を含めて相談させていただくことかもしれませんけれども、とにかく事柄として、きちんと情報が速やかに伝えるようにということは、本当に意識してやってまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○中野焼津市長

ぜひ、計画の中に明記をしていただきたいということを最後に要望をさせていただきます。よろしくお願いします。

○平木副知事

そこら辺も県の方も、J Rの方とよく、フローについては相談しますし、中野市長さんからのご指摘の件は、反映されるようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○司会

それでは、長谷川市長、お願いいたします。

○長谷川菊川市長

今日は本当にありがとうございます。

いつも常々言ってることですが、繰り返しになります。菊川市は大井川の水に97%頼っております。

そういった意味では水量、水質が本当に大切なというふうに思っております。先ほど出た、要対策土について平木副知事から非常に多様な問題だということで、いろいろお話もいただきました。

ぜひ引き続き、丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

今日は新たにというよりも、多分3、4年前に行ったとき、永長さんに現場でいろんなことを聞いた記憶があるのですが、また藺田町長が言ったことにも少し関係する、資料1の10ページの釜場とポンプを設置することについて、そのときも現場で、これは本当に大変なことですよっていう話をした記憶がございます。

釜場とポンプを設けてというのは、そのときから話があったかなというふうに記憶しております。

大井川の企業団長とかもいらっしゃるのですが、牧之原に水を揚げるっていうだけでもものすごい労力が必要で、水を揚げて、その水が菊川まで牧之原を通ってきているという実態を考えると、先ほど藺田町長が、そんな簡単ではなく難しい、というようなことも言われている、そういったことも含めて、もう少しそのことが分かるようにお願いできればと思います。また、3段4段に分けて揚げていくような話もありましたし、ポンプの機能も性能も、いろいろなものを使いながらやっていくと思いますので、いろいろな意味で市民の方々は心配な部分を抱えておりますことを踏まえて、図とか分かるような形で、ハード整備をしてやっていくという説明をお願いできればなというふうに思います。

今言ったように、今日は、リスク管理のことについて、それからヤード整備の話ですか、そういったことについてもお話をいただきました。

本当にありがとうございます。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○司会

コメントありましたらよろしくお願いします。

○J R 東海（永長）

ご意見ありがとうございます。

私共も牧之原の設備について、以前見せていただいてございまして、確かちょうど水の量でいうと確か $2\text{ m}^3/\text{s}$ を揚げているということだったと思います。また標高差といっても確か130、140m 程度です。かなり私どもが考えているものに、かなり近いものですが、そうした設備をメンテナンスを含めて管理していくこと非常に大変だということを、お話としても伺いましたし、実

際に本当に大変なんだろうと、意識しました。私は土木関係の人間ですけれども、機械関係の人間を入れて、一生懸命計画の方を作っているところでございます。

あと、そうしたことを、きちっと皆様にわかりやすく伝えていくことが、考えているだけではなくて、伝えていくことが非常に大事だと思っておりますので、例えば春にオープンハウスでやりましたけれども、そういう場を例えば設けさせていただくときには、実際にこういうふう具体的に考えているので、安心していただけるかどうかまではわかりませんが、そういったことをなるべく正確に、お伝えするような形を考えていきたいというふうに思っております。

○長谷川菊川市長

ありがとうございます。地域の方々は思っている以上に心配している方が、たくさんいらっしゃると思いますので、そういった説明というのは非常に大事だと思いますので、ぜひ、引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○司会

それでは、下村市長お願いします。

○下村御前崎市長

フローチャートに関して1点確認をしたいことがございます。関係するのは先ほど説明いただいた湧水量の管理値の件なんですけれども、流量が管理値を超えた場合に、薬液注入等をしながら、低減措置を行うと、そういう理解でいいかと思うんですけれども、その調査の中だとですね低減措置を行ったとすれば、そこで評価をせずにそのまま次のフロー図の方に流れていっちゃうんですね。

だから薬液注入を行ったっていうことだけの事実が、効いてくる形になってるんですけれども、やはりリスク管理値を超えている状況であれば、やはりそこでもう一度評価をするっていうフローになってないといけないんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、いかがですか。

○J R 東海（永長）

はい。ご意見ありがとうございます。このフローチャートの中では、薬液注入をやるということだけ書いてありますけれども、実際薬液注入を行うにしましても、例えば目標とする透水係数、このぐらい水を通し難くしようということを決め、実際に注入を行った後に、どのぐらいになったかを調べます。

調べた上で、目標に達してなければ、さらに追加でやっていくってことを繰り返し、目標の性能を確保していくってことをやります。そうしたことが、この中だけでは表せておりませんので、そのあたりまた、何かの形で表現できるようにしていきたいと思います、

○下村御前崎市長

そこを確認したかったんですけど、 $0.01 \text{ m}^3/\text{s}$ この数字を管理値として、そこ

を超えている場合には、そこでストップするっていうそういう理解でよろしいですか。

○ＪＲ東海（永長）

まず10のマイナス6乗のところよりも、大きい場合といいますか水が通りやすい場合に。

○下村御前崎市長

いえ、管理値ですので、あの湧水量の方ですね、透水係数ではなくて。管理値が1m当たり0.01 m³/sのボーリングの方です。そこで出てきた湧水量が管理値を、もし超えてきた場合にはですね、薬液注入をしたりして低減措置をするというそういう理解でよろしいですかね。

○ＪＲ東海（永長）

ボーリングの場合については、まずボーリングをしたときに水の量が多ければ、それ以上削孔することを止め、水の量がどのぐらいに変動していくかということを、一時的な場合は低減していきますので、止まるものか、そうでないかということを見ます。

止まらないという場合には、そこを止めに行くことを、考えていきます。

○下村御前崎市長

ということで、やっぱりその0.01 m³/sという数字を基準にして、それを超えているにもかかわらず、どんどん進んでいくってことはないという理解でよろしいですね。

○ＪＲ東海（永長）

一旦止めて、様子を見てということになります。

○下村御前崎市長

はい、わかりました。そういう形のフロー、フローチャートになってるといいかなと。

多分このままだと、その工事をして、したっていう事実をもとに次のステップに進んでいっちゃうような評価になってるような気がしますので、何かちょっと表現を考慮していただければ、ありがたいなと思います。

○ＪＲ東海（永長）

ありがとうございます。

○司会

それでは北村市長よろしく願いいたします。

○北村藤枝市長

藤枝市の北村でございます。

今日はこのような席、ありがとうございました。今日は首長だけではなくて、利水者の皆さんも久しぶりに集まってるものですから、ＪＲ東海様、というより

も、県の方と我々とで共有した方がいいじゃないかというものがあるものですから、ぜひお願いと質問を一つずつさせていただきたいと思います。

前回もＪＲ東海様へのいろいろな質問、また協議をさせていただいたときに、私は申し上げたつもりでありますけれども、今回専門部会等でいろいろと検討していただきまして、水資源については、いろいろな解析、こういうようなものが科学的・工学的な面で、ほぼ了解だというようなことで、大変ご苦労があったのではないかと思います。また、我々も安心をしているところでございます。

ただ、地域住民の中にはですね、まだまだ不安に思ってる方、こういうような方もかなりいらっしゃるのではないかなんと思っているところでございます。

そこでですね、文言で、完了したと、水資源については完了した、この前議論になりましたけれども、完了したってことは、いろいろな事がもう心配なく全て終わったという解釈をする方もいらっしゃるかと思ひまして、今日の県の説明は、そのあたりすごく気を使っていて、終了という言葉を使っていました。

そのとおりでいいと思いますが、やはり、例えばリスク管理だとか、モニタリング、これをしっかりやった上で、そして我々が前からお願いしている国の関与のあり方とか、それを文書化していく必要がある、こういうような事を申し上げているものですから、これからも完了という前にですね、修飾語を一つつけていただいた方がいいかなと、これが一つでございます。

それからもう一つ、今度は質問も含めてですけれども、発生土の盛土の問題であります。

これはですね、先日の、県の専門部会で同一事業区域の解釈、これについて国が全幹法に基づくその見解、これを明らかにされたところでございますけれども、国はですね、こういうことでいいのかどうかなんですけれども、同一区域との解釈を行った理由といたしまして二つあり、一つ目は、大きくは工事実施計画にある内容と判断されること。

二つ目は、藤島発生土置き場の盛土に関する予算も含まれていること、この二つを挙げたというふうに理解をしています。

国の法令解釈を受けまして、県としてはですね、この適用除外の条項を適用する、との判断で、判断に変更するとのことでありますけれども、この判断、これはですね、現在進めているリニア以外の本県の工事、このようなものも全幹法、法に基づくものと、県の条例、これに基づくもの、これとの整合性というのが非常に問題になってくるのではないかなんというふうに思っておりまして、そののしっかりとした考え方を持っている必要があるのではないかなと、我々のところにもそういう問題がございます。

そのようなことで、平木副知事さんが専門部会でおっしゃったように、盛土の処理方法、これはもう当然のことだと思いますが、安全対策について十分な議論

を行った上で、県としての、この条例との整合性、これも含めた最終的な判断、これを我々に教えていただければと思いますので、この点、お願いというご質問であります。

以上です。

○事務局

よろしいですか。まず今の点、少しコメントだけさせていただければと思っております。

まず県の条例に基づくこの要綱の中で、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続きにおいて認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて、とこういう書き方をしております。

この許認可等の手続きにおいて認められた事業という言葉のうち「許認可」って何なのかというと、まさにこの今回のリニアに関しましては、まさに全幹法に基づく許認可がなされているということを確認するということになります。

当然、今ご指摘ありました、リニア以外の工事の場合どうなるのか、それはいろんな工事がありまして、その前提になる工事の許認可の根拠法とはそれぞれ異なっておりまして、いづれにしてもそういった前提になる法律の解釈権限を持つ組織に、確認していくということになると思います。

今回のリニアに関して言うと、これ全幹法でありますので、その所管の鉄道局で確認をさせていただいたということでありまして、今後も県としては、整合的に対応していくことになります。別の事案だとしても、というふうには考えているところでございます。

○北村藤枝市長

同一事業区域の考え方ですね、これがすごく広くて、言ってみると静岡県全部なのか、あるいは大井川筋だけなのか、大井川筋も 100 キロある中で、それではこの部分とこの部分が違うのか、今それ議論になってたんですよこれまで。

ですからそういうようなことも、私はそれがいいとか悪いとかじゃなくて、しっかりとしたその整合性を持っていく必要があるなって、これはリニアだけの問題には収まらない、そういうふうに思ってるものですから、ぜひ我々にも教えていただきたいというふうに思います。

○事務局

しっかり今のご指摘を踏まえて、引き続きしっかりと対応したいと思っております。

○司会

それでは久保田市長よろしく申し上げます。

○久保田掛川市長

掛川市でございます。

今日はあの、ご丁寧な説明いただきまして誠にありがとうございます。

私からもですね、今まさにあの藤枝の北村市長が前段のところで言われたことをちょっと私も言おうと思ってたんですが、若干繰り返しぎみになりますけれども、話しをさせていただければというふうに思ってます。

まあ、水資源のことについて対話項目が終了したということはですね、承知をしてるわけでありまして、その中で、もちろん、出てきた事柄についてはですね、あの遵守をですね、いただきたいというふうに思いますし、また私ども、利水者が思っているのは、より長期的な視点でですね捉えているものですから、工事が始まるまでとかですね、あるいは工事が完了するまでというところをもっと超えてですね、リニアが開通後、そして供用開始されて、それがさらに何十年も経って、ずっとという視点で私ども利水者はずっとあの大井川と共に生きていけないといけないというふうな立場なので、なのでそういう意味では私どもの不安っていうのは、やっぱりまだ残っているものがありますんでね、なので、そういったことからですね、私ども、利水者とはその当初定めたその対話項目の完了っていうことはわかるんですけども、それにとどまらずですね、不安の払拭になるような、引き続きの対話というか、そういう説明の機会とかですね、あるいは措置、そして何よりも、不測の事態が、今後ちょっと何十年後かわかりませんが、そういったものがモニタリングの結果わかった場合にはですね、速やかに措置をとっていただきたいというふうに思っておりますので、その点、汲み取っていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○司会

それでは染谷市長よろしくお願いします。

○染谷島田市長

はい。

いろいろと丁寧にご説明をいただき、そして県の考えも聞かせていただいて、今日は有意義な会だったなというふうに思います。

やはりＪＲ東海と県が、同席して両方の意見を双方聞くことができる。

これはとても大事なことで、専門部会の対話が終了したときには、県とＪＲ東海だけではなく、そこに国、モニタリング会議でも構いませんし、そうした国の先生方のお考えも混ぜて、その３者と私どもと対話する、そんな場を作っていたらというふうに思います。

私の方から、今日いろいろお話聞かせていただいて改めて認識したところもございますが、お願いとして二つございます。

一つはこれまでも国の関与ということを何度も私どもも発言してきました。

そして県からもそういうご発言はしたと思うんですけども、国の関与って

具体的に何を指すのか、どういうことを望んでるのかと、言葉は一つですけども、皆さん、思いは違うかもしれません。

どういうことを盛り込むことが具体的な国の関与なのかということについては、また別な機会で結構ですので、ぜひ、利水協の皆さんのお話も聞いていただきたいと思います。

先日、7月27日にJ R東海の丹羽社長と流域首長の意見交換会がございました。

このときには、立証責任について地元で立証責任を求めないということ、J R東海がはっきりと言っていました。

この立証責任に関しては、国が関与することの中の一つに入るのではないかと私はその時思ったんですね。

つまり国の関与って具体的にどういうことを求めていくのかということについても話し合う必要があるのではないかとということです。

そして、今後、万が一のことを考えると、文書で担保していくことも大事だという意見もその時に生まれて、この文書に残すということについては県からもそういうお話は度々していただいて、知事もそうおっしゃってくださってます。

この文章化するという点についても、どういう中身を文書化するのかと、もちろん、県の方にお考えがあると思いますけれども、それをやはり私どもに共有していただいて、私どもの意見も聞いていただけるとありがたいというふうに思います。

ぜひ、これらの点について、今後どう進めていくのかということをお考えいただけたらありがたいと思います。

別件ですけどもJ R東海が藤島に置くことを計画している要対策土については、これまで10万 m^3 って私聞いてきました。

でも今、5万 m^3 から7万 m^3 とお話がありました。それは精査した結果、少なくなったということなんですか。

そのあたりを1点、そして、県の方はヤードの工事については、本体工事と一体だからってずっと言って駄目だということだったんですね。

その他考えたときに、やはりヤードの工事は先に進めておいた方がいいというお考えのもとで、きつとご判断いただいたんだと思います。

で、そのあたりのところを今日聞かせていただいた、ありがたい会だったというふうに思います。

○J R東海（永長）

それでは藤島についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

藤島につきましては、ちょっと前まで10万 m^3 ぐらいの容量でお話させていた

できましたけれども、現在はだいたい9万m³ぐらいの大きさを計画しております。

ただそのうち、実際に要対策土として計画しているのが6万m³ぐらいでございまして、残りの3万m³が何かと申しますと、覆土をいたします。

例えば二重遮水シートで包みますと、紫外線に弱いということがありますので、その上に例えば1mぐらいですとか、いわゆる、普通の土をかぶせます。

そういったものが3万m³ぐらいございしますので、合計で9万m³程度の置き場を考えているということでございます。

この量で、今は5万から7万ぐらいで予測をしておりますけれども、こちらは、静岡県さんと話をする中で、とりあえず、隣の山梨県の近いところの実績の量をもとに予測をした結果、そのぐらいの数量になったということでございます。

ただ、これはもう限られたサンプルをもとにして予想してございますので、実際、例えば、それよりも少ない場合、多い場合、なるべく少なくすることもそうですが、それらを含めてどのように扱っていくかということを、今後議論していかなくちゃいけないと考えているところでございます。

○平木副知事

m³の話は、今後突き詰めて、基本的には減量化してほしいというのが、まず第1なので、減量化するというのと、あとできる限り無害化をするということと、あと仮に積むとした場合に、安全対策を追加的なものも含めてやってほしいという、この3点がうちの県のスタンスです。それについては真摯に対応していただけと思っています。

それと私から、ヤードの話と、国の関与の話で申し上げますが、まずヤードの話なのですが、まず事実関係から申し上げますと、本体工事、要するにトンネル工事、およびそれに直接関連するような施設とか設備の設置というのは基本的にはやらないというのが基本姿勢です。

あと今まで行ってきたものとしましてはヤードの造成、要するにトンネル工事でもなければ、あるいは例えば濁水処理施設とかそういったトンネル工事に直接関わるような施設設備の設置でないヤードの造成、そしてあとは活動拠点の施設としての宿舍の整備、そういうものはしてきているわけです。

ヤードの整備と本体工事が一体というような表現を過去使われていたかもしれませんが、事実としてはヤード工事というのは行われてはいたわけです。

それは5haというところで、その協定を結ぶか結ばないかというのがあるわけですが、今回、もちろん環境影響の調査といいますか、周辺環境調査を行った上での自然環境保全条例に基づく協定締結ということになるので、その前提となる調査がまだ継続中ですから、今やるやらないということを申し上げる

段にはないですけども、基本的に今回ＪＲ東海からいただいた要請というのが、単なるヤードの造成、拡張です。

そして環境調査の拠点整備ということなので、今までの仕切りと基本的には変わってないという認識です。

それが５haを超えることにより、条例上の協定締結の手続きが発生するというようなことでありますので、それは手続きとしてしっかりとその調査結果とそれに対する措置について精査をしていくということになりますので、時期的なものにつきましてはＪＲ東海の調査終結との兼ね合いなのかなと思いますし、それはまだＪＲ東海の方でも確たる日程というのを決めきれてないんじゃないかというふうに思います。それが一点です。

あと国の関与に関しましては、この前、知事も水嶋事務次官のところに行きまして、ご挨拶ですけども、改めて国の関与についての、地元の流域の８市２町の首長方と利水団体の皆様方からのご要請ということをお伝えしております。

その時には、いわゆる文書化、そういったものについても、併せて申し上げているところです。中身についてというのはもちろんこれからでありますけれども、私も個人的に感じることは、国土交通省との意思疎通というのは比較的、スムーズにいつているのではないかなというふうなことは感じます。

また、国の関与ということですけども、当事者としてはあくまでもＪＲ東海が工事をやるということでありまして、例えば何か起こったときの一義的な責任というのはＪＲ東海が負うものだと思いますし、その相手方としましては、もちろん流域の方々を包含した団体としての県ではないかというふうに個人的には考えているところではあります。

内容につきましては、もちろんいろんな意見交換があつてしかるべきかなというふうに思っておりますので、今、染谷市長、あるいは北村市長と久保田市長からご発言ありましたけれども、そういったことも念頭に置いてしっかりやらせていただければというふうに思っております。

いずれにしても長期の話というのは先ほど首長からいただいているような文書というのですか、別にそんな長大な文章があるということよりは端的にポイントをついてということだと思いますけれども、そういったところで、一定の、国も立ち会っていただいて、作っていくのかなというふうに思っておりますが、中身については今後また検討させていただければと思います。

以上です。

○司会

それでは田村町長よろしく申し上げます。

○田村吉田町長

あの最終的なことになると思うんですけども、最終的に工事をですね、やるや

らないっていうときには、静岡県を代表する知事、それからＪＲ東海を代表する代表取締役社長だとか会長、まあ所謂その、最終的には、合意になるわけですね。工事については、逆にあの最終的にですね。

そうしたときに、肝心要のことなんですけども、そのときに知事が、サインする、そのときに流域８市２町とか、大井川利水関係協議会は、どういうふうなポジションになるんでしょうか。

要は８市２町の意見であるとか、大井川利水関係協議会の件がどうなった場合に、知事はサインをする、それとも、最終的にはそういうことは関係ないよと言う、どういうポジションなんだろうかね。

○平木副知事

利水関係協議会の団体がですね。先ほど申し上げましたが、これはご相談ではありますが、広域団体としての都道府県である静岡県が基本的な責任を持つんだというふうには思っています。

○田村吉田町長

そうですね。そのとき、その責任の中に我々の意見をどうあれば・・・

○染谷島田市長

これから先に進むときにも、当然私は県が説明をしてくださり、私共はそれでいいか、意見があるか、そして、協定を結ぶのは、県とＪＲ東海です。

でも、流域の思いというものを汲み取って、県はその協定を結ぶにあたってはお話聞いていただけると、私はそう信じております。以前もそうでしたし、これからのそうであると思っております。

○平木副知事

それはもちろんです。流域の首長さん、流域の市町を代表する首長さん及び利水団体の皆様のご意見は頂戴してまとめていくということ、それはもうもちろんそうだと思います。それ以上にどのように申し上げたらよいか。

○田村吉田町長

さっきですね、島田市の染谷市長が言ってくれたように、こういう形で協定を結んでいただける、これでいいかどうか、というときに流域市町が駄目だと言ったらどうなんですかね。

○平木副知事

それは、きちんと説明をしていくということに尽きます。

尽きますが、広域団体として、全ての皆様の意見を包含して、こういう形でやりたいというようなことについての説明責任はあると思っておりますので、それをしっかり説明していくということになると思いますし、駄目だと言われないうようにするということがないかと、思っております。

ただ、これは一言申し上げておきたいのが、一つ一つの団体において非常に重

要なことがあると思うのです。そのところにつきまして、全てを、どういうふうに包含することができるのかっていうことは、結構、そのところは、考えどころになると思いますので、いずれにしても、流域の方々にこういうふうに利水協を開催させていただいて、一つ一つご説明を差し上げてるというのは、そういうような表れでもありますので、ぜひ、そういう県の姿勢については汲んでいただければというふうに思います。以上です。

○司会

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の最後、その他として、他工区における工事施工ヤードからの浸潤水の流出について、J R 東海から経緯や対応状況のご説明をお願いいたします。

○J R 東海（永長）

はい。

それでは右のA 4の資料で右上に資料3と書いてあるものでご説明させていただきます。

こちらですね、タイトルとしましては、南アルプストンネル新設山梨工区早川非常口工事施工ヤードからの浸潤水の浸出についてということでございます。

こちら2025年7月17日の1時半後に早川非常口の工事の施工や土台に設置をしております浸潤水の水槽から、自然由来の重金属等の基準値を超えた可能性のある、浸潤水があふれて、早川に流出していることを確認をいたしました。

大変この件については、その関係の方々にご心配をおかけしております。

この状況を確認した後には、速やかに流出防止措置ということでポンプの方、こちらを止めまして、この以降については、ヤード外への浸水の流出の方は発生をしております。

ここでちょっと浸潤水についてご説明をしたいと思います。

次の1枚めくっていただきまして、地図と写真のある資料をご覧ください。

こちらまず早川の非常口ヤードの位置が上の図でございますけれども、この早川に沿ったところにございまして、そのちょっと上の方に点線と、ここだけの実線でありますラインが、こちらの私どもの方の中央新幹線の路線でござい

ます。

ヤードの全景の写真がこの下側でございまして、この左側の、左下のところに早川が流れておりまして、川に非常に近いところに、トンネルの、非常口のヤードがござい

ます。

真ん中のところに、ちょうど何か管が、管を2、3本つつこんだようにみえるのがトンネルの坑口でございまして、このところからのベルトコンベアがこう延びており、この土砂ピットというところに土が出てまいります。

ここの土砂ピットというところに溜まった水を、この浸潤水の水槽というところに、こちらのポンプで送っております。

この土砂ピットについては、トンネルの土が運ばれてくるんですが、この段階ではまだ基準値を超えたものか、超えてないものかがまだわからない状態ですので、ここに2日ほど置いておきまして、自然由来重金属の濃度を検査いたします。

浸潤水っていうのは、その仮置きしてある土に雨水などが触れましてそれで染み出したものを出します。

この浸潤水についてはポンプの方で、左上の方にあります浸潤水の水槽に送りまして、ここのところにためて、自然由来の重金属等の濃度を調査の上で適切に処分をしているものでございます。

こちらのもう一枚の紙の方に戻っていただきますと、3番の施工会社については、南アルプストンネル新設山梨工区共同企業体ということでございまして、次の4番の原因というところでございますが、この土砂ピットから、あの水槽へ浸潤水をあの送水するポンプについて、その停止措置ができておらず、この部分、失念をいたしまして、浸潤水が水槽の方に送水され続けて、その水槽の中から溢れたものでございます。

通常は、こちらの水槽がいっぱいになる前に、ポンプの方を停止するというのを日頃行っておりますけれども、それができていなかったということでございます。

その次の備考でございましてけれども、その前の時間ですね、1時半の前の時間ですので前の日の18時頃に水槽を点検した際には、漏れ等の異常がないことを確認しております。

ですので、この1時半頃に見つけましたので、この7時間ぐらいの間に、水槽の方が満水となりまして、その水が、配管の方に流出をしたというふうに推定しております。

この間の水の量としてはおおむね7m³程度というふうに考えております。

こちらを確認した後に、実際に流出したということが確認した後に、残された水について水質の検査を行いました。

その検査結果については、その次のページの別紙2のとおりでございまして、水素イオン濃度、pH（ピーエイチ）いわゆるペーハーと、六角クロムについて、排水基準を上回っているということでございます。

この1枚目の資料の裏の方になりますけれども、その時、実際に行いました措置として、早川へ流出した後にヤードを挟みます上流側と下流側のところで川の水をとりまして、こちらについても水質検査を実施いたしました。

いわゆる浸潤水の影響が出ているということであれば、この上流の下流差が

あるわけなのですけれども、ここのところについては大きな差違はございませんでした。

その後の対策でございますけれども、今回の事象を受けまして、この表の下のごとこにございますけれども、既にポンプの稼働状況の確認の頻度を増やすということを実施しておりましたり、あと自動で土砂ピット内のポンプが溢れる前に停止する設備を設けるなどの対策を実施しております。

この対策については、施工会社の方から山梨県にご報告しております。

静岡県工区の状況については、実際一番下の方に記載してありますけれども、私共、同様に、工事施工ヤードにあの土砂ピットを設ける計画をしております。

ですので、今後工事計画の方を審査をいたしまして、同様の事象が発生しないように計画をして努めてまいります。本当にいわゆる水質に関することは非常に皆様のご関心も深い事柄でございますので、決してこのようなことを起こさないようにしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

説明としては以上になります。ありがとうございました。

○司会

ただいまの浸潤水の流出のご説明につきまして、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

○北村藤枝市長

説明よくわかりました。

これ今回のこととは全く切り離して、また状態も、流出した六角クロム等の物質なんかも全部違うものですから、心配はしてませんけれども、今日集まりの水者にはですね、我々代表して話をしなければいけないというようなこともあります。ご承知のように、清廉な水を利用して米を作っているのは、当然ですけれども、あのそのほかにもですね、この流域には酒蔵が複数ございまして、それも全国にも有名な地酒がいくつもございます。

そういう中で、酒作りにおきましては、杜氏の方たちは、米よりも水が重要だといつも言っておりまして、水のわずかな成分の変化、あるいは水温の変化、このようなものが酒の味に直結すると死活問題だと私は聞かされています。

その他にも、ご承知のように、大手の製薬会社をはじめといたしまして、水資源の質を重視している他の立地企業、この人たちも恐らくかなり心配してると思います。今回こういう対策をすればいいのですが、基準をオーバーしてる物質ではないから大丈夫だと言いますが、慎重にやるということは当然ですけれども、この説明についても慎重にやられた方が良いのではと感じてるものですから、所感として申し上げたところでございます。

○司会

藺田町長よろしく申し上げます。

○藺田川根本町長

先ほど藤枝市長がおっしゃったように、水を利用する酒や水田などの影響もあると思いますが、すぐそばに大井川が流れている私達としても、本当に心配しております。

今回のような流出が起こると、様々な対応が欲しいと思います。藤枝市長がおっしゃるように丁寧な説明が欲しいと思いますし、河川へ流出したことは重要な案件ですので、リスクを未然に防止する対策を徹底していただきたいと思います。

○司会

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了となりました。

お時間の都合もございますので、これをもちまして本日の大井川利水関係協議会につきましては、閉会といたします。

皆様、ありがとうございました。